

おおさかゼロカーボンSLLフレームワーク運用要領

1 趣旨

本要領は、大阪府が府内の事業者の脱炭素化を金融手法の活用により促進するために策定した「おおさかゼロカーボンSLLフレームワーク」（以下「本フレームワーク」という。）の適切な運用に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義を以下に示す。

(1) K P I

キー・パフォーマンス・インディケータの略。重要業績評価指標であり、目標の達成度合いを測定するためのもの

(2) S P T

サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの略。K P Iに関して達成すべき目標数値

(3) S L L

サステナビリティ・リンク・ローンの略。借入人が予め設定した野心的なS P Tの達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人及び貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを目的とした融資形態

(4) 融資先企業

本フレームワークを活用した金融機関の融資商品（S L L）の借入人

3 対象事業者

本フレームワークを利用することができる事業者は、大阪府内において、現に事業活動を営んでいる事業所（工場、業務ビル、店舗等）を有し、大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則において定められた特定事業者以外の事業者とする。

4 利用要件

本フレームワークを利用するには、以下に示す利用要件の全てを満たす必要がある。

- ①大阪府「脱炭素経営宣言登録制度」の宣言事業者であること
- ②「大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に基づく対策計画書の届出を行うこと。また、その届出において基準年度比削減率が削減目安以上かつ、重点対策実施率 90 %以上の計画となっていること

5 対象金融機関

大阪府内に本店・支店を有する金融機関のうち、大阪府に参加表明書（1号様式）を提出し、大阪府に承認された金融機関とする。

なお、大阪府が認める場合は、大阪府内に本店・支店を有することについての制限を緩和し、上記手続きにより本フレームワークを活用できるものとする。

6 ファイナンス

本フレームワークを活用したファイナンスに関する基本的な内容は以下に定めるところによる。

(1) ファイナンスの種類

S L L

(2) K P I

大阪府内に設置する事業所における事業活動から排出される温室効果ガス排出量の削減

(3) S P T

① 条例に基づく実績報告書を提出すること。

※本項目については、条例に基づく実績報告書を初めて届出する事業者に限り、S P Tに設定することができるものとする。

※本項目については、金融機関がS P Tから除外することは妨げない。

② 条例に基づく実績報告書において、以下の条件を達成すること。

対象年度	条件
2030 年度まで	<p>以下のいずれかの条件を達成すること。</p> <p>I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 5%以上(年率)</p> <p>II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 1.5%以上 5%未満(年率)かつ、重点対策実施率 90%以上</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。</p>

2031 年度以降	<p>温室効果ガス排出量の削減率が 2030 年度比で年平均 5%以上を達成すること。</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、排出量ベースとする。なお、年平均 5%以上とは、当該年度における 2030 年度比の排出量削減率を経過年数で割った値が 5%以上であることを指す。</p>
-----------	---

なお、条例に基づく実績報告書の内容や書式に変更が生じた際には、大阪府が本フレームワークの見直しを行い、ホームページ等で公開する。その際、S L L としての適合性を確認する必要がある場合、大阪府が第三者評価機関に確認することとする。

(4) 融資期間

本フレームワークを活用した S L L の融資期間は 3 年以上とする。ただし、金融機関が別途最短の融資期間を設定することは妨げない（3 年以上に限る）。

(5) 融資金額

上下とも限度額は設定しない。ただし、金融機関が限度額を設定することは妨げない。

(6) 金利判定

本フレームワークを活用する金融機関は、本フレームワークを活用した S L L の融資契約に基づき、融資先企業の S P T の達成状況に応じて金利判定を行うこととする。

なお、金利判定は、融資先企業が大阪府知事あてに提出する条例に基づく実績報告書に基づき各年度で実施するものとする。

(7) インセンティブ

本フレームワークを活用する金融機関は、融資先企業の S P T の達成状況に応じて金利優遇等のインセンティブを付与することとする。

なお、S P T が未達成の場合において、当初の貸付金利の利率から引き上げるペナルティ措置は認めないこととする。

7 金融機関の責務等

(1) 参加表明書の提出

本フレームワークの活用を希望する金融機関は、大阪府知事あてに参加表明書（1 号様式）を提出し、承認を得なければならない。

なお、承認後に参加表明書に記載した事項等に変更が生じた際には、速やかに参加表明書（1 号様式）の別紙を大阪府知事に提出しなければならない。

(2) 融資実行報告書の提出

本フレームワークを活用してS L Lを組成した金融機関は、速やかに融資実行報告書（2号様式）により大阪府知事あてに融資先企業と締結した当該融資契約に係る報告を行わなければならない。

また、当該融資契約に係る変更が生じた際には、速やかに変更内容を記した融資実行報告書（2号様式）を改めて大阪府知事に提出しなければならない。

(3) 融資完了報告書の提出

本フレームワークを活用してS L Lを組成した金融機関は、当該融資契約が終了した際、又はその他事由により途中で当該融資が終了した際には、速やかに融資完了報告書（3号様式）を大阪府知事に提出しなければならない。

(4) 融資先企業へのエンゲージメント向上

融資先企業が本フレームワークの活用に向けて条例に基づく対策計画書の作成を行うに当たり、金融機関は、当該融資先企業の脱炭素化の取組状況等を踏まえ、適切な助言等を行うことに努めることとする。

また、金融機関は、S L Lの組成後においては、当該融資先企業が提出する条例に基づく実績報告書により当該融資企業の排出削減の進捗を確認するとともに、目標達成に向けた助言及び支援等を行うことに努めることとする。

(5) 融資判断の責任

本フレームワークを活用する金融機関は、融資先企業の信用力、S P Tの達成状況及びその他の融資条件に関して、自己の責任において判断し、S L Lの組成を行うものとする。

8 融資先企業の責務等

(1) 対策計画書の提出

融資先企業は、本フレームワークの活用の際し、大阪府から参加表明に関する承認を得ている金融機関と相談の上、条例に基づく対策計画書を大阪府知事に届出することとする。なお、当該資料の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を添付するものとする。

金融機関への相談時点で既に、条例に基づく対策計画書を大阪府知事に届出を行っている場合は、再度、届出することは不要とする。

(2) 実績報告書の提出

融資先企業は、制度の利用期間における各年度の取組状況について、各年度の

取組を実施した翌年度の8月末までに大阪府知事あてに条例に基づく実績報告書を提出しなければならない。なお、当該資料の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を添付するものとする。

(3) 変更届の提出

融資先企業は、条例に基づく対策計画書において次に掲げる変更等が生じた場合は、速やかに条例に基づく氏名等変更届または変更届を大阪府知事あてに提出しなければならない。

- ①住所や事業者名に変更があったとき
- ②事業の概要に変更があったとき
- ③事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策に変更があったとき
- ④事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標に変更があったとき

(4) 廃止届の提出

融資先企業は、次に掲げる事象が生じた場合は、速やかに条例に基づく廃止届を大阪府知事あてに提出しなければならない。

- ①府内に立地する事業所がすべて閉鎖されたとき
- ②その他大阪府知事が認めるとき

(5) 提出資料の責任

融資先企業は、本フレームワークの利用に当たり大阪府又は金融機関に提出する対策計画書、実績報告書その他の資料について、その内容の正確性、完全性及び適時性について責任を負うものとする。

9 審査・公表等

本フレームワークの管理は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課が行うものとする。

同課は、本要領に基づき、本フレームワークを活用する金融機関及び融資先企業からの提出書類の審査を行う。

本フレームワークの活用に関する提出書類の取扱は以下に定めるところによる。

(1) 金融機関からの提出

大阪府は、参加表明書（1号様式）の提出があった際には、速やかに審査し、参加表明を行った金融機関に対して承認可否を回答するものとする。また、融資

実行報告書（2号様式）又は融資完了報告書（3号様式）の提出があった際には、速やかに審査し、当該金融機関に対して受領等の連絡を行うこととする。

(2) 融資先企業からの提出

大阪府は、融資先企業から条例に基づく対策計画書又は実績報告書の提出があった際には、速やかに審査し、融資先企業に対しその結果を通知するとともに、公表するものとする。

(3) 提出資料の確認・検証

大阪府は、本フレームワークの運営主体として、融資先企業から提出された対策計画書及び実績報告書の内容について、本フレームワークの要件への適合性の確認及び温室効果ガス排出量削減目標の達成状況等の検証を行うものとする。

10 その他

本要領に定めのない事項については、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課において決定することとする。

附 則

本要領は、令和8年3月30日から施行する。

別表

様式名	対象者
参加表明書（様式第1号）	金融機関
融資実行報告書（様式第2号）	金融機関
融資完了報告書（様式第3号）	金融機関
対策計画書（条例に係る様式第1号または様式第1号の2）	融資先企業
実績報告書（条例に係る様式第4号または様式第4号の2）	融資先企業
氏名等変更届（条例に係る様式第2号）	融資先企業
変更届（条例に係る様式第3号）	融資先企業
廃止届（条例に係る様式第3号）	融資先企業